被保険者
の皆さま

住民票上の住所
のタイムリーな届出が必要です

令和5年12月から省令改正により変わりました

12月以降、省令改正により健保組合では「住民票住所」の管理が必要になりました。
勤務先に届出されている被保険者（従業員）の住民票住所に変更があった場合は、速やかに勤務先に届出をお願いします。

☑ **『住民票上の住所』**は、国が定めるオンライン資格確認等システムに誤りのないデータ登録をするために必要です。
医療機関でスムーズに受診して頂く為の対応となりますので、ご理解をお願いします。

住民票上の住所はココで確認を！

マイナンバーカードや住民票で確認が可能です。勤務先（事業主）への届出には必ず**赤枠**の住民票上の住所の記載をお願いします。

加入者の皆さまの住民票住所やマイナンバー等のデータを健康保険組合において、国が定める「オンライン資格システム」へ正確・タイムリーにデータを登録することは、皆さまがより良い医療を受けられることに繋がります。マイナンバーや住民票住所の届出について、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

クボタ健康保険組合